

「掛川農学社(舎)」の教育活動の実態

前田 寿紀*

The Educational Activities of “Kakegawa Nogaku-sya”

Hisanori MAEDA

本稿は、二宮尊徳の弟子で明治期の報徳社運動の指導者である岡田良一郎を社長とし開設された「掛川農学社(舎)」(明治11年2月～。以下、農学社と略称)の教育活動の実態を明らかにし、考察しようとするものである。

良一郎による農学社設立・運営の意図と、1.「集談会」による農業上の知識・技術と報徳の教説の普及、2.機関誌やパンフレット等の発行、3.「農学教員」「農事(巡回)講師」の雇用、4.「種芸場」「植物園」設置、等という農学社の教育活動の実態を明らかにし、尊徳の「富国安民」思想の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)と「富国安民」仕法の内在論理(やその論理に基づく活動)の継承の側面があったかを考察した。「富国安民」(国を富まし民を安んずる)とは、国家の繁栄と福祉のことである。

結果、農学社には、それらの継承の側面があったと考えられた。

はじめに

本稿は、近代日本における報徳社の教育活動の役割と特質を明らかにする為の基礎作業の一環として、「掛川農学社(舎)」(以下、農学社と略称)の教育活動の実態を明らかにし、考察しようとするものである。

農学社を扱った先行研究としては、まず小川誠「中遠における水稻生産力の形成過程—明治中期を中心として—」¹⁾がある。これは、「地主形成期の水稻技術の変遷」(特に進展の側面)の観点から農学社を捉えている。しかし、本研究には、次の点で検討の余地があると思われる。①農学社は、水稻技術の進展の役割のみではなく、報徳の教説・考え方の教育やその学習の機会提供等の役割も果たしていた。②確かに、農学社では地主の活動が活発であった。しかし、農学社には、地主だけでなく一般農家、婦人もかわり、それらも学習していたから、農学社

*淑徳大学社会学部

は、地主の利益のみのものとは考えにくい。

次に、渡辺隆喜「勸農政策と報徳運動」^②、同「自由民権運動と報徳運動」^③がある。これらはいずれも、農学社を国家や地方行政等とのかかわりで捉えている。しかし、渡辺自身も指摘しているように、農学社は、第10大区（佐野・城東・榛原郡）の（公と私の—引用者注）共立的農学社をめざしながらも、結果的には公的性格はうすめられ、報徳社性格が強化されたものであった^④。したがって、農学社には国家や地方行政等の意図の脈絡のみでは捉えきれない、報徳社独自の側面があったと思われる。

筆者は、一連の近代日本における報徳社の研究において、二宮尊徳の「富国安民」思想の内在論理（やその論理に基づく教説・考え方）と「富国安民」仕法の内在論理（やその論理に基づく活動）^⑤の継承の系譜を明らかにしてきた。「富国安民」（国を富まし民を安んずる。国家の繁栄と福祉のこと。「富国強兵」ではない）とは、具体的には、国内の多くの人々が協力して、全ての人の安定的な「衣食住を成り立たせる道」（その基本には農業がある）を追求し続けることであった。小川、渡辺の先行研究は、尊徳の「富国安民」思想・仕法の内在論理を捉える観点、近代日本における報徳社による内在論理の継承を捉える観点をほとんどもたない為に、農学社の存在・活動を国家、地方行政、地主の1つまたは複数の意図のみに還元していると考えられる。このことは、人々が、自らの意思で直に報徳の教説を学習・受容し、地域づくり・産業育成・人材育成をした側面を捨象することになる。

本稿では、先行研究ではほとんど捉えられていなかったところの岡田良一郎による「掛川農学社（舎）」設立・運営の意図と、農学社の教育活動の実態を明らかにし、農学社に、「富国安民」思想の内在論理（やその論理に基づく教説・考え方）と「富国安民」仕法の内在論理（やその論理に基づく活動）の継承の側面があったかを考察する。

本論に入る前に、農学社について説明しておきたい。農学社は、明治11年2月に、二宮尊徳の弟子で明治期の報徳社運動の指導者である良一郎を社長とし、「遠江国報徳社」（明治8年11月～同44年10月）の別働隊として、農事改良を図る為に静岡県佐野郡掛川宿（現、静岡県掛川市掛川）に開設された団体である。明治11年2月から「集談会」を開催し、また同16年7月からは機関誌『勸農俚謳集』^{かんのうりおうちゅう}を発行して、報徳の教説および農業上の知識・技術の普及を行った。さらに、「農

学教員」「農事（巡回）講師」を雇用して農業上の実験を社内外で強く推奨したが、松方デフレ等の影響を受け、明治21年6月には機関誌を廃し、同年12月頃には社内における実験を止めて所有地等を整理することとなった。現在農学社は、「大日本報徳社」（「遠江国報徳社」の次の組織）と協力して社会教育活動等を展開している。なお、前掲、小川論文によると、明治中期の中遠（磐田・小笠・周智3郡）において報徳社または農学社が関わって起こった農業上のことは、①正条植の普及、選種法の奨励、土肥の変質、②金肥・水稲統一品種の急激な普及、③牛馬耕・排水の進展、であった。

I. 岡田良一郎による「掛川農学社（舎）」設立・運営の意図における「富国安民」思想の内在論理の継承

まず、社長良一郎による農学社設立・運営の意図に、「富国安民」思想の内在論理（やその論理に基づく教説・考え方）の継承の側面があったかを考察してみよう。

尊徳の「富国安民」思想の内在論理（やその論理に基づく教説・考え方）には、報徳の必然性の認識等をし、高次元の「人道」の形成へと進み、「富国安民」に至らしめるといったものがあった。

報徳の必然性の認識をするとは、我という無始無終の存在が、空間的に捉えられた天地（天地または天とは、天然・自然の意味）人三才の徳と、時間的に捉えられた過現未三世の徳が織りなしている現実の中で生かされていることを悟り、自らの徳をもってこれに報いるという価値（「徳」）の実現（「報」）をすることの必然性を認識することである。

高次元の「人道」とは、具体的には衆生の「済度」、「博施済衆」である。次の①「至誠」を身につけ、②「勤勞」、③「分度」、④「推讓」の過程を踏んで、価値（「徳」）の実現（「報」）をすれば、済度の事業がなし得る、と「富国安民」思想はみる。①「至誠」：天地人三才と過現未三世の全てのものに徳が備わっているという視点を持ち、自らの徳をもってものに接するような精神・態度。②「勤勞」：働くという徳行を媒介にして、人為的に無財より発財させたり、無穀より発穀させたりして、潜在的な価値を（人界での）具体的な価値にする。③「分度」：「勤勞」によって得た生産物の消費によって我々の生活は保証されるが、その消費に一定の基準を設けて規制し、余剰を作って④に利用することにより、自らの生活の永

安と他者の濟度ができる。その時の基準または基準を設けることが「分度」(なお、これは、特に經濟面に着目した「分度」である)。^④「推讓」: 今日のを明日に譲ったり、今年のを来年に譲ったり、またそれらを自分の家族や子孫へ譲ったり(「自讓」)、他(親戚、朋友、郷里、国家、「海外萬国」、等)へ譲ったり(「他讓」)する行為を意味する。この場合の「もの」とは、金穀などの物質そのものだけでなく、物質がもつ価値とか有用性である「金徳」や「米徳」など、そして人の徳すなわち「人徳」も指す。

報徳においては、思想の論理(ここでは、「富国安民」思想の内在論理くやその論理に基づく教説・考え方)を理解するだけでは意味がなく、思想の論理が含まれた活動(ここでは、後述の「富国安民」仕法の内在論理に基づく活動)をすることが、重視される。

では、良一郎による農学社設立・運営の意図には、「富国安民」思想の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)を継承した側面があったのであろうか。

農学社の設立・運営の意図は、良一郎著『報徳富国論』^⑥に表われているので、それをみてみよう。

(1) 報徳の必然性の認識について

良一郎は、「天徳ヲ辨マヘ人事ヲ尽シ自カラ愛シテ人ヲ愛シ物ヲ愛シテ造化ノ功ヲ賛ケ……以テ天地ノ徳ニ報ヒントス苟モ是ノ報徳ノ道ヲ忘レ近キヲ疎ニシテ遠キヲ窮メ実行ヲ舍テ空理ヲ講スルハ我カ先生ノ道ニ非ス」(『報徳富国論』上 P. 8)と述べているように、天地の徳に報いることの必然性を認識していた。

(2) 高次元の「人道」の形成について

① 濟度について

良一郎は、地主の地位を確固とするという考えだけをもっていたのではなかった。以下の言葉等のように、国家の繁栄と福祉を強く意識していた。「国家ノ利米穀ヨリ鉅ナルハナシ」(上 P. 37)、「我カ国民ノ口腹ヲ如何セン」(上 P. 37)、「国ヲ富シ民ヲ盛ナラシム」(上 P. 13)。ここには、濟度の意識があったと思われる。

② 「至誠」について

前述「天徳ヲ辨マヘ」「人ヲ愛シ物ヲ愛シ」等の中に、「至誠」があったと思われる。

③ 「勤勞」について

農学社は、別名「無尽蔵舎」と称した。無尽蔵とは、尊徳の歌「天つ日の恵み

つみおく無尽蔵、鋤でほり出せ鎌でかりとれ」のからきていると思われる。農学社は、「富」「智」「徳」の3つを無尽蔵と考え^⑧、この3つを引き出す「勤労」を重要としたと思われる。

では、良一郎は、具体的に「勤労」に関してどのような考え方をしたのであるうか。

良一郎は、「富国ノ業ヲ開クモノハ農学ニ由ラサルヲ得ス」(上 P. 60)のように、農学を重視した。しかし、世俗の農学が書く農書は、良一郎からしたら、「世俗ノ所謂農学ハ多ハ是レ席上ノ理論ニシテ其著書……實用ニ施スヲ得サルモノ十中九ナリ其實用ニ適切ナルモノ十中一即是レ却テ古来伝ル所ノ農書ニ出ツルモノニシテ自カラ試験シタルノ説ニ非ス」(上 P. 60)にあるように決して満足できるものではなかった。また、泰西ノ農書は、「洋種ノ菓木ヲ栽培スルニ至テハ欠クヘカラサルカ如シト雖トモ五穀ヲ種植スルノコトニ至テハ……取ルニ足ラサル也」(上 P. 60)のように洋種ノ菓木にはよいが、五穀には取るに足りないと言う。そこで、現在の良い農書等を集め、「一場ノ園幾千ノ広キヲ加フト雖トモ土質概シテ一様ナルトキハ其地ノ試験ヲ以テ萬殊ノ土質ニ応合セシムヘカラス故ニ之ヲ試験スルハ一県若シクハ一郡ノ有志者ニ托シ各所ニ応合スヘキ或ハ必ス其土地ヲ利スヘキモノヲ撰ニテ以テ試験セシムレハ其人亦必ス厚ク志ヲ用ユヘシ」(上 P. 62)のように試験をし、その土地にあったやり方を模索するのだと言う。これが、農学社により行ふべき「勤労」としたと考えられる。そして、その土地にあった農学・農業を盛んにすれば、「富」「智」「徳」の3つを無限に引き出せるとしたと考えられる。

④「分度」「推譲」について

良一郎にとっては、農学社を設立すること自体が「分度」「推譲」の考えの表われであったと思われる。農学社を設立する背景には、前述の「我カ国民ノ口腹ヲ如何セン」「国ヲ富シ」の他にも、次のように、「勸善ノ実学」を周囲に「推譲」し、「善業」を広めていくという意図があった。「桜町(二宮尊徳が報徳仕法を行った場所—引用者注)ノ庁舎ハ勸善ノ実学舎也今ノ時ニ当テ猶是ニ倣ヒ勸善ノ実学舎ヲ開キ教官ヲ択ミ生徒ヲ養ヒ以テ富国興産ノ学ヲ起スコトアラハ亦是レニツノ二宮翁ヲ出ス也」(上 P. 16)。「先生(二宮尊徳—引用者注)勸善ノ資本ハ分度外ノ財ニ拠ル今勸善学ヲ起スニ其地ノ地租ヲ悉皆之に充ントスルハ急進ヲ図レハ也嗚乎天下善ナラサルノ人ナシ之ニ教ユルニ善業ヲ以テセサレハ善業ヲ行フ道ヲ

知ラス国善ナラサルノ教ナシ実業ヲ行ヒ之ニ教ヘテ善事ニ習ハシムルノ学蓋シ未^(なんつ)タ有ルコトヲ聞カサル也之ヲ教ユルニ事ヲ以テシ善ニ習フテ退テ行フ所アラシムルハ夫レ唯二宮先生ノ学乎或ハ之ヲ民政学校ト称シテ可也」(上 PP. 16~17)。

また、良一郎は、農学社の活動に賛同する人々が、それぞれの立場からできることをしてほしいという考え方をした。この考え方が、それぞれの立場の「分度」「推譲」の考え方にあたると思われる。良一郎が述べるそれぞれの立場からしてほしいとした言葉をみてみよう。まず、良一郎は、国家等が率先して農学社のような施設を設立してほしいと考えていた。それを設立しない国家等に対する要求の気持ちを、「嗚呼天下^(あまね)普子^(なん)ク蓋ソ……之ヲ設ケサル」(上 P. 65) のような言葉で表現していた。次に、良一郎は、富豪家にも資金を出してほしいとした(実際に富豪家から資金が出された)。彼は、富豪家が資金を出す根拠を、「富ヲ為ス而シテ人ヲ愛スルヲ知ラサルモノ之ヲ貧富ト云物ヲ得ルト雖トモ必ス人ヲ失フ故ナリ人能ク人ヲ愛スルヲ知り声誉ヲ得而シテ物ヲ愛スルヲ知ラサレハ必ス物ヲ失ナフ之ヲ清貧ト云貧富清貧皆ナ全ク天意ニ^(かな)適フモノニ非ラサルナリ」(上 PP. 4~5) においていたと思われる。次に、良一郎は、「各自陰ニ結社シテ業ヲ勤メ産ヲ興ス」(上 P. 20)、「一県若シクハ一郡ノ民ヲシテ悉ク農学ノ生徒ト為サハ僅々数名ノ生徒ヲ養生シテ資本ヲ糜消シ其生徒モ亦唯席上ノ水練学ニ依テ成業ナキモノニ比セハ其功甚タ大ナラスヤ」(上 P. 63) のように、民が農学を学び、「産ヲ興ス」ことを望んでいた。

以上のように、良一郎による農学社設立・運営の意図には、尊徳の「富国安民」思想の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)の継承の側面があったと考えられる。

Ⅱ. 「掛川農学社(舎)」の教育活動における「富国安民」仕法の内在論理の継承

次に、農学社の教育活動の実態を明らかにし、教育活動等に、「富国安民」仕法の内在論理(やその論理に基づく活動)の継承の側面があったかを考察してみよう。

尊徳の「富国安民」仕法の内在論理(やその論理に基づく活動)には、報徳仕法を行う者の責任の自覚、綿密な調査と「分度」確立・遵守、「報徳金」の意味に基づく「報徳金」運用、「芋コヂ」会、を重視し、実際に荒地の開拓と「心田」の開拓の両立(経済と道徳の両立)をして、「富国安民」に至らしめるというのが

あった。

「報徳金」の意味に基づく「報徳金」運用とは、各所・各人から提出されたりして蓄財された「報徳金」を、公財的性格をもつものとして貧富内外を巡回しつつ潤すよう運用することである。「芋コヂ」会とは、集団で農業の仕方、商法、心配事、難しい問題等を打ち明けて相談し、より良い方途を見出しつつ互いを清くするというものである。「心田」の開拓とは、心を田（や畑）に見立てて開発することを意味し、荒地の開拓と両立されて意味をもつものである。

農学社の教育活動の実態は、以下の1から7のようであった。

1. 「集談会」による農業上の知識・技術と報徳の教説の普及

農学社は、次の『農学社規則』⁹⁾第11條の規定に基づいて原則として毎月1回「集談会」を開催した。

「一 毎月一次社中即チ株主農学社へ出張農業事務講読實際試験ノ得失ヲ演説スヘシ」

この「集談会」では、具体的には、

「左ノ箇条ハ自由ニ演説スルヲ得ヘシ／財本ヲ会シ殖物富産ノ方ヲ立ル等ノ事／耕作ノ便利肥培ノ法ヲ窮ル等ノ事／商法ノ利ヲ正クシ公利ヲ謀ル等ノ事／勤儉濟窮方法等ノ事／怠惰偽善ヲ悔悟スル等ノ事／勤業方法等ノ事／荒蕪ヲ開拓シ水利ヲ便ニスル等ノ事」¹⁰⁾

のような基準で演説の内容が定められた。この7つの項目には、「財本ヲ会シ殖物富産ノ方ヲ立ル」や「耕作ノ便利肥培ノ法ヲ窮ル」などの経済的危機に対処するものや、「怠惰偽善ヲ悔悟スル」という道徳の頹廃を建て直すことに関するもの、「勤儉濟窮方法」という経済、道徳両面の建て直しを図るものが入っている。この「集談会」は、『農学社規則』第12條のように、「右演説会ニハ社外ト雖モ有志ノ人ハ登場シテ演説スルヲ得ヘシ且何人ヲ不論聴聞スルヲ可得」というものであった。

農学社では、これを次のような機能を有するものとして重視していた。

「我カ報徳学社及当農学舎ハ下モ小学ヲ終ヘ上ミ大学ニ入ラス中各種ノ学校ニ入ラス家ニ在テ直ニ父母ノ家業ニ従ヒ中年ヨリ老年ニ至ルマテ他ニ学フヘキ道ヲ得サルノ人ヲシテ毎月一回此学館ニ会シ農工商ノ道理ヲ講シ多数ノ時日ト費用トヲ要セス少壮ヨリ老年ニ至ルマテ安シテ其教ヲ聞キ農家ハ農業ノ智ヲ開キ商家ハ商法ノ智ヲ開キ工人ハ工業ノ智ヲ開キ併セテ又人間交際上ノ智識ヲ開キ

事物ノ道理ヲ明カニシテ蒙昧ノ異教ノ為ニ惑ハサレス邪智奸民ノ為ニ欺カレス
從來習慣ノ懶惰奢侈其他ノ汚染ヲ洗除シ詐偽欺騙ノ術終ニ害アリ利無キヲ知テ
皆正路ヲ踏ムコトヲ知ラシムルノ学館ナレ……」⁽¹¹⁾

すなわち、「集談会」では、小学校を卒業した後に「父母ノ家業ニ従」っている者を対象にして、「農工商ノ道理」（および報徳の教説）を聞かせることにより、農業、商法、工業、そして人間交際上の「智ヲ開」き、報徳の教説等に示される社会が良くも悪くもなる「事物ノ道理」を明らかにして、「懶惰」「奢侈」「詐偽」「欺騙」を改めて全員が「正路ヲ踏ム」ようになることを図っていた。

明治16年4月から同21年4月までの61回の「集談会」では、63名の講師が延べ379回（1回の「集談会」平均6回）の演説を行い、農業上の知識・技術と報徳の教説の普及を図った。演説回数が最も多かったのは、岡田良一郎社長の77回（20.3%）であった。出席者は、明治11年3月から同21年4月までの120回（明治15年9月、10月はコレラの為休会）の「集談会」で、延べ43,036人（1回の「集談会」平均358人）にのぼっている。⁽¹²⁾

2. 機関誌やパンフレット等の発行

(1) 機関誌『勸農俚謳集』

農学社は、明治16年7月から、機関誌『勸農俚謳集』を発行した。

刊行の目的等は、以下に示されている。

「本集ハ俗間ノ俚歌ヲ改良シテ教化ノ一端ヲ補ナヒ勸農ノ一助ト為サントスルニ在リ故ニ言猥褻ニ渉ルモノハ一切之ヲ取ラスノ本集ハ専ラ田植歌白挽歌等農間男女ノ唱歌ニ供スルモノナレハ和歌若シクハ発句ノ類ハ之ヲ取ラスノ集談会録事ハ簡単ニ其要ヲ記ス農事通信其肝要ナラサルモノハ之ヲ記セスノ歌及農事通信等本集ニ騰録スレハ其一部無代価ヲ以テ寄送人エ呈スヘシ」⁽¹³⁾

すなわち、教化、勸農の為の機関誌であった。

表1は、各年における機関誌の発行高と代価である。創刊の年の明治16年の1号平均発行高が最も多く、2646部であった。同18年の1号平均発行高が最も少なく（理由は不明）、177部であった。全号を通しての1号平均発行高は、1359部であった。

表2は、『勸農俚謳集』の項目別使用頁数である。「全体」では、「雑報等」の511頁（29.4%）、「歌」の389頁（22.4%）、「序（説）、論説、社説」の216頁（12.4%）の順となっている。「雑報等」には、全国各地の視察記録、演説筆記、等が詳細に

表1. 各年における機関誌の発行高と代価

	号 数	発 行 高 (部)	1号平均発行高 (部)	代 価 (円)
明治16年	第1号～第6号(計6号)	15,880	2,646	338
明治17年	第7号～第17号(計11号)	23,303	2,118	661
明治18年	第18号～第29号(計12号)	2,135	177	2,135
明治19年	第30号～第40号(計11号)	16,147	1,467	16,147
明治20年	第41号～第51号(計11号)	13,820	1,256	13,820
明治21年	第52号～第55号(計4号)	3,477	869	3,477
合 計	第1号～第55号(計55号)	74,762	1,359	36,578

〔典拠〕静岡県第1部文書課『明治年間 府県統計書集成(静岡県之部)』明治17年, 等より作成。

〔備考〕機関誌は、「定価金三銭 十二冊前金三十銭」。

掲載されている。「歌」の掲載は、以下の良一郎の意図によるものと思われる。

「何卒して。世の風俗もあらため。一ト言の葉歌を謳ひても。少しくも農業のたすけと成里。又ハ賤女賤男の修身の端ともなれりしと。当舎毎月の集談会にて。人々に催ほしければ。各村里の農事会にて作れる歌など。追々に寄せらるゝに付。編集して漸次出版し。花街琴楼を除くの外。村里に普くはやらせ。責ては教化の一端を補ふ事もかなと。」¹⁴⁾

この「歌」で特徴的なのは、ア. 農業上の知識・技術と報徳の教説とをセットにした歌が多いこと、イ. 撰者評をつけて、農業上の知識・技術や報徳の教説を解説していることが多いこと、等である。これらは、a. 一般農民にもわかりやすい配慮をしていること、b. 多くの人々への浸透を図っていること、を示していると思われる。

(2) パンフレット

① 「勸農義田法」

農学社は、「勸農義田法」(筆者未見)を配付した。良一郎は、前掲『報徳富国論』で、「義田法」を示したので、それにより「勸農義田法」がどういうものかを推測してみよう。良一郎による「義田法」には、以下のような規定がある。「勸農社中タルモノハ勸農義田料日掛積金五厘及至十銭分ニ応シテ出金スヘシ富田ノ人ハ積金ヲ待タス分度外ノ財ヲ以テ義田ヲ出スヘシ」(上 PP. 43~44)。「積金ハ五年ヲ以テ一期トシ満期ニ至リ其金ヲ以テ勸農義田ヲ買求メ社中ニ於テ永久之ヲ公有スヘシ」(上 P. 44)。「勸農義田ハ力農者ニ入札ヲ以テ作ラシムルヲ法トスト雖トモ不時天災等ニテ救助スヘキ困民アルトキハ臨時協議ヲ以テ救助ノ為メ作り取

表2. 『勸農俚謳集』の項目別使用ページ数

(上段：ページ、下段：パーセンテージ)

	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年	明治20年	明治21年	全体	主 内 容
例 言	6 (3.6)	11 (3.1)	11 (2.9)	11 (3.1)	11 (3.3)	4 (2.7)	54 (3.1)	刊行の目的
序(説), 論説, 社説	15 (9.0)	32 (9.1)	49 (13.1)	65 (18.2)	37 (10.9)	18 (12.1)	216 (12.4)	岡田良一郎「徳を立るの説」「開智ノ説」「致富論」
歌	75 (45.3)	120 (34.1)	86 (23.1)	67 (18.8)	29 (8.6)	12 (8.1)	389 (22.4)	「養蚕教草」
集談会録事	32 (19.3)	36 (10.2)	15 (4.0)	16 (4.5)	19 (5.6)	20 (13.4)	138 (7.9)	
品評会出品表	0	0	17 (4.6)	19 (5.3)	8 (2.4)	2 (1.3)	46 (2.6)	
雑 報 等	9 (5.4)	58 (16.4)	91 (24.4)	112 (31.3)	178 (52.6)	63 (42.2)	511 (29.4)	牧野治郎吉「北海道巡廻紀事」, 「酒匂常明君農事演説筆記」, 「報徳社いろはかるた」
寄 書	14 (8.4)	40 (11.3)	41 (11.0)	32 (9.0)	0	0	127 (7.3)	長清五郎「農家心得草」
農 事 通 信	5 (3.0)	39 (11.0)	26 (7.0)	18 (5.0)	43 (12.7)	22 (14.8)	153 (8.8)	安田七郎報「横浜茶況」
広 告	2 (1.2)	4 (1.1)	15 (4.0)	2 (0.6)	1 (0.3)	0	24 (13.8)	
(答) 質 疑	0	2 (0.6)	9 (2.4)	1 (0.3)	0	0	12 (0.7)	「稲茎刺虫」の「駆除法如何」
社告, その他	8 (4.8)	11 (3.1)	13 (3.5)	14 (3.9)	12 (3.6)	8 (5.4)	66 (3.8)	
合 計	166 (100.0)	353 (100.0)	373 (100.0)	357 (100.0)	338 (100.0)	149 (100.0)	1736 (100.0)	

(典拠)『勸農俚謳集』第1号(明治16年7月)～同第55号(同21年5月), より作成。ただし, 『勸農俚謳集』第8号(明治17年2月)のPP. 19～24, 同第20号(同18年3月)のP. 1は, 欠損の為省略。

セシムルコトアルヘシ」(上 P.45)。

ここで、注目に値するのは、ア.「富田ノ人」に「義田」を出させていること、イ.「義田」を「公有」としたこと、ウ.救助の為に使用するとしたこと、等である。「義田」がどれほど普及したかはわからないが、鈴木良平(後述「農事(巡回)講師」)は、手記の中で、「報徳社ニ於テ以前ヨリ行ハレタ法方」⁽⁴⁵⁾と記したから、行われたことは確かと思われる。

② 「農家年中行事表」

農学社は、明治12年5月、「農家年中行事表」を頒布した⁽⁴⁶⁾。これは、報徳社中静岡県豊田郡深見村伊藤(七郎平かー引用者注)氏が、「年来経験或は博く見聞して記録する」(P.41)ものを原書とし、良一郎の家法をもって増補したもので、「農家の失ふ可からざるものは時節より大切なるものならず」(P.41)という問題意識から作成されたものであった。農学社は、これを唯一絶対のものとはせず、「例言」で次のように勧めた。

「一、農家年中行事は各地方に依て決して一様なるべきものに非ず故に各村に於て農事を改良せんとならば農学会を開き先づ其第一番の良農夫の法を取り其功者の君に従ひ此表に準じて其村限りの年中行事表を作り之を農学会に持ち出して衆論に附し其改むべきは之を改ため而して後之を^(むらじょう)郷中一統へ頒ち毎家に於て此行事表を手本として年中必ず怠りなく其時節を遵守すべし」(P.42)

この「農家年中行事表」で特徴的なのは、ア.時節を大切に、「造化ノ功ヲ賛ケ」ようにしたこと、イ.学習を積み重ね、より良い農業を研究しようとしたこと、ウ.情報公開をしたこと、等である。

(3) 出版物

農学社は、服部徳八『静岡県下 養蚕実験録』(明治22年)を出版した。これは、「奥羽上信其他各県下ニ於テ最モ有名ナル養蚕専門家ノ説」を、静岡県下で適するかを農学社が数年間実験し、「適当ノモノヲ開陳」したものであった⁽⁴⁷⁾。

3. 「農学教員」「農事(巡回)講師」の雇用

農学社は、次の『農学社規則』第8條の規定に基づいて「農学教員」を置き、農書の講究、「培養種樹」の実験をした。

「一 農学教員一名ヲ置き農書ヲ講究シ傍ラ培養種樹ヲ実験ス」

農学社は、実験の結果を、「集談会」、機関誌、出版物、等で公表した。

さらに、明治11年7月からは、講師を雇い、「村々ヲ巡回セシメ」た⁽⁴⁸⁾。これ

が「農事（巡回）講師」の雇用の始まりと思われる。尊徳やその弟子は、「廻村」をして荒地の開拓、「心田」の開拓の指導をしたが、「農事（巡回）講師」の巡回は、そのことに範をとったものと思われる。表3は、主な「農事（巡回）講師」とその業績である。「農事（巡回）講師」が巡回指導しようとする意志と、農民側が自発的に学ぼうとする意志が一致すれば、この「農事（巡回）講師」の巡回は有効であったと思われる。

農商務省および「大日本農会」が、「農事巡回教師」の制度を設けたのは、明治18年～同26年であったから、農学社の活動は早いものであったと言える。

表3. 主な「農事（巡回）講師」とその業績

人 名	主な所在地	雇用期間	安	報	主な業績
大垣津音蔵	愛知県足助村	明治11年7月～？			「蔬菜害虫駆除の法」「稲虫駆除法」等の農業問題を力説
平岩 佐平	静岡県佐野郡成滝村	？	○	○	「報徳植」の普及化
佐藤 仲吉	静岡県周智郡	～明治16年12月頃		○	報徳の教説の普及化
牧野 終太	静岡県志太郡六合村	明治19年10月～？			「遠江獣医講習所」所長として、病畜の診療、獣医の養成
丹生谷亮之	愛媛県温泉郡小野村	明治21年2月～？			遠州地方に「塩水撰種法」「牛耕」を伝授
浅井小一郎	静岡県小笠郡西之谷村	明治25年5月～？		○	「牛耕」「報徳植」の普及化
鈴木 良平	静岡県小笠郡高瀬村	明治27年5月～？		○	「牛耕」「馬耕」の普及化。米作法（神力稲、等）の講話。米穀改良組合設立の奨励等
伊藤七郎平	静岡県豊田郡深見村	？	○	○	報徳の教説の普及化。茶樹栽培の普及化。「接穂の説」の唱導。排水論の講話
鈴木 浦八	静岡県磐田郡富岡村	？		○	畦畔改良着手（明治20年～の静岡式田区改正の始まり）。天竜川治水

【備考】(1)明治22年以降の「農事（巡回）講師」でも、雇用以前から「集談会」等で活動している者も掲載した。

(2)「安」の項目の○は、弘化3（1846）年に遠州地方に初めて報徳の教えを伝導した安居院義道からの教授を受けたことを示す。「報」の項目の○は、報徳社社長または社員であることを示す。

4. 「種芸場」「植物園」設置

農学社は、次の『農学社規則』第1條の規定に基づいて「種芸場」を設置した。

「一 該社位置ハ掛川旧城址元産業所ヲ以テ根拠トシ便宜ノ地ニ就テ畑地三町歩ヲ借用シテ種芸場トス……」

また、農学社は、次の『農学社規則』第9條の規定に基づいて「植物園」を設置し実験した。

「一 和漢西洋ノ品種ヲ論セス物産有用ノ樹木ヲ植物園ニ培養シテ肥糞ノ功ヲ実験シ縦観ヲ許シ衆人ノ識見ヲ広ムヘシ」

農学社は、実験の結果を、「集談会」、機関誌、出版物、等で公表した。

この実験で特徴的なのは、ア.先進的な実験をしたこと、イ.情報公開をしたこと、等である。なお、農学社内ではないが、良一郎は、農学社設立以前から先進的な試験をしていた。例えば、良一郎は、津田仙と交友をし、津田が奨励していた蘆粟ろぞくという糖蜜を出す食物を農学社設立以前に津田から取り寄せ、近隣の丸尾文六と試験した。津田は、主宰する「学農社」の『農業雑誌』の第4号（明治10年10月）「蘆粟より砂糖を採る法」で、良一郎等の試験を、「農事を改良するの一大美事」⁽⁹⁾として伝えた。

しかし、前述のように、農学社は昭和21年12月頃には実験を止めた。短い期間のものであったが、国立の農事試験場の嚆矢「西ヶ原農事試験場」設立（於 東京府）は明治26年4月であり、農商務省が「府県農事試験場規程」を公布したのは同32年8月であったから、農学社の「種芸場」「植物園」設置による実験は早いものであった。

5. 農書、農具・器械の常設

農学社は、次の『農学社規則』第7條の規定に基づいて農書、農具・器械を常設した。

「一 農書并農具器械等ヲ装置シテ人智開達参考ニ備ヘ苗木種物ヲ販売シテ品類ヲ弘ム」

表4は、各年の図書、農具、器具等の費用である。「農具」「社具・器具」に多額の費用を使用した。常設した農書の全容は明らかではないが、機関誌に表われた広告、寄贈・寄付の書籍から推察して、『報徳安民論』『報徳富国論』等の「富国安民」に関する書籍、農学書を常設したかもしれない。また、良一郎の弟子の静岡県小笠郡土方村鷺山恭平は、岡田良一郎家、戸田家、その他篤農家から農書

表4. 各年の図書、農具、器具等の費用

(円. 銭. 厘)

	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
図書購入代	4.70.0	4.33.8	2.39.0	8.40.0	10.43.0
農具購入代	106.94.8	15.70.0	17.69.5	36.27.9	68. 5.5
社具・器具代	23.19.3	13.44.2	1.71.5	16.87.8	57.57.6

〔典拠〕各年の『農学社入用取調帳』無尽蔵舎, より作成。

が寄送され、その中に佐藤信淵、宮崎安貞のものがある⁽²⁰⁾、と伝えた。良一郎は、前掲『報徳富国論』で、佐藤信淵『田年中行事』『草木六部耕種法』『培養秘録』『農業全書』『農業余話』と、宮崎安貞『農業全書』を強く推薦したから、これらが寄送されたかもしれない。

6. 「力農精業善行者」の表彰および貧困者・「難村」の救済

(1) 「力農精業善行者」の表彰

農学社等は、「力農精業善行者」の表彰を行った。以下に、その系譜を示してみよう。①明治12年3月、佐野・城東郡長時代（明治12年～同16年）の良一郎は、佐野・城東郡の各農家や小学校を巡回し、『勸農義田法』を配ったり、23名を選抜して「私恵賞賜之」ことをしたりした⁽²¹⁾。②明治15年、良一郎は、第2回目の巡回を行い、「力農被撰人ノ荣誉ヲ賛」じた⁽²²⁾。③明治18年1月から、農学社は、毎月「集談会」の日をもって「農産物品評会」を開催して育種や品質改良に努め、良好な農産物を作成した者に賞を与えた。④農学社は、「遠江国報徳社」と協力して「力農精業善行者」の表彰を行った。

(2) 貧困者・「難村」の救済

農学社は、貧困者・「難村」の救済を行った。大がかりな「難村」の救済としては、以下のものがある。①明治13年の「本州の諸郡非常ノ^(はくさい)電災種粉ヲ不得モノ少ナカラサル」状態に対して、「八十四石……之ヲ罹災村五十四ヶ村戸数三千三百六十四戸ニ分配」⁽²³⁾。②明治16年の「城東郡海岸諸村旱魃」に対して、「種粉総計拾壹石七斗壹升成行村外十ヶ村へ配賦」⁽²⁴⁾。③明治17年の「風災諸村へ有志者ヨリ種粉寄贈」⁽²⁵⁾。

「難村」の救済は、以下の農学社による文章のように、官が命じたものではなく、「讓」「徳ヲ以テ徳ニ報ユル」「誠心」等の報徳の教説からのものであった。

「嗚呼善哉讓道ノ国家二行ハル、ヤ有ヲ以テ無ニ通シ余ヲ以テ足ラサルヲ助ク受

ルモノハ其恩ヲ忘レス讓ルモノハ之ヲ恩トセス官ヨリ之ヲ命スルニ非ルナリ罹災者会テ之ヲ乞フタルニ非ルナリ其災ヲ聞キ其難ヲ察シ惻然情ニ感シテ之ヲ行フ賞ヲ望ムニ非ス名ヲ需ムルニ非ス徳ヲ以テ徳ニ報ユル（二宮尊徳一引用者注）ノ教ヲ体シ吉凶相助クルノ友誼ヲ全フセント欲スルノ誠心ヨリ出ルモノニ非ル無シ」⁽²⁶⁾

7. 「遠江獣医講習所」の併設

農学社は、明治19年10月から、「遠江獣医講習所」を併設した。所長は、獣医学士牧野終太であった。斎藤源四郎、佐藤勇が助手として授業を行った。

本講習所設立は、以下の問題意識からであった。

「獣医ノ地方ニ乏シキコトハ耕牧者ノ常ニ憂フル所ニシテ獣医免許規則ノ発布アリシ以来苟モ免許ナキモノハ牛馬ノ治療ハ勿論針灸剪蹄ト雖モ為スコトヲ得ス然ルニ当県下富士川以西遠江一円ノ牛馬ヲ拳クルニ三万有余ノ多キアリ而シテ一人ノ開業免状ヲ有スルモノナシ一朝家畜伝染病ノ流行スアラバ何ヲ以テ之レヲ防御セン耕牧ニ従事スルモノ、不幸言フニ忍ヒスコ、ニ見ルアリ」⁽²⁷⁾

明治20年4月の獣医の試験（於 愛知県）では、及第者14名中11名を本講習所の生徒から及第させた（同上 P.9）。

「遠社」と農学社のそれぞれの機関誌からわかることは、一般農家は、①「遠社」の支社・社員への「報徳金」貸し付けで耕牛・耕馬購入ができる、②農学社の牛・馬耕の実験・実習に参加することができる、③農学社「集談会」や農学社機関誌から牛・馬や牛・馬耕に関する多くの知識を得ることができる、という状況にあったことである。本講習所の併設により、農家は、さらに自分の牛・馬の病気等を見てもらえるという安心感も得たと考えられる。

では、農学社の教育活動には、「富国安民」仕法の内在論理（やその論理に基づく活動）の継承の側面があったのであろうか。

(1) 報徳仕法を行う者の責任の自覚の重視について

良一郎が、農学社（と「遠江獣医講習所」）を率先して設立・運営をしたことは、地域改良に対する責任の自覚があったことと考えられる。

(2) 綿密な調査と「分度」確立・遵守の重視について

地域の実情に合った農業の実験をしたことは調査にあたりと考えられる。

機関誌を廃し、社内における実験を止めて所有地等を整理することになったのは、農学社自体の経済面に着目した「分度」確立・遵守に問題点があったからと

思われる。

農学社が関わって農業上の進展を起こしたことは、農学社の活動に賛同する人々（一般農家、婦人も含む）が、それぞれの立場からできることをした、すなわち「勤労」「分度」「推譲」を行ったと考えられる。

(3) 「報徳金」の意味に基づく「報徳金」運用の重視について

農学社が、富豪家から出された資金等を使用して、社外まで農業上の進展を及ぼしたことは、「報徳金」の意味に基づく「報徳金」運用に沿っていたことを示すと思われる。

(4) 「芋コヂ」会の重視について

コレラの為の休会以外は継続して、「集談会」を開催し、農業上の知識・技術と報徳の教説の普及を図ったから、「芋コヂ」会の重視はあったと考えられる。

(5) 荒地の開拓と「心田」の開拓の両立について

前述1から4等にみられる農業上の知識・技術の普及と報徳の教説の普及の両立は、荒地の開拓と「心田」の開拓の両立であった。

以上のように、経済面に着目した「分度」確立・遵守には問題点があったものの、農学社の教育活動には、尊徳の「富国安民」仕法の内在論理（やその論理に基づく活動）の継承の側面はあったと考えられる。

おわりに

以上みてきたように、農学社の教育活動には、国家、地方行政、地主の1つまたは複数の意図のみでは捉えきれない、尊徳の「富国安民」思想の内在論理（やその論理に基づく教説・考え方）と「富国安民」仕法の内在論理（やその論理に基づく活動）の継承の側面はあったと考えられる。

註

- (1) 農業発達史研究会『日本農業発達史』別巻下，中央公論社，昭和34年，PP. 217～260。
- (2) 海野福寿，加藤隆編『殖産興業と報徳運動』東洋経済新報社，昭和53年，PP. 45～78。
- (3) 『静岡県近代史研究』第8号，昭和57年，PP. 32～66。
- (4) 前掲，海野福寿，加藤隆編『殖産興業と報徳運動』PP. 55～57。
- (5) 「富国安民」思想の内在論理と「富国安民」仕法の内在論理の詳細については，拙稿「二宮尊徳の報徳思想・報徳社仕法の内在論理と近代日本における報徳社によるその継

- 承」、『淑徳大学社会学部研究紀要』第36号，平成14年3月，を参照されたい。
- (6) 冀北学会蔵版，明治13年新刊。「自序」に明治12年秋10月とあるから，その頃が脱稿か。
 - (7) 『独楽集』，復刻版『二宮尊徳全集』第1巻，龍溪書舎，昭和52年，P. 887。
 - (8) 鷺山恭平「憶ひ出の五十年(八)」，『報徳』第49巻第4号，大日本報徳社，昭和25年4月，P. 6。
 - (9) 無尽蔵舎，明治11年2月，「大日本報徳社」文書。
 - (10) 『勸業演説会規則』第三条，明治11年2月。
 - (11) 岡田良一郎「開智ノ説」，『勸農俚謳集』第24号，無尽蔵舎，明治18年7月，PP. 4～5。
 - (12) 以上，拙稿「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究(Ⅱ) —『掛川農学社(舎)』の『集談会』を中心に—」，『金沢大学大学教育開放センター紀要』第9号，平成元年3月，より。
 - (13) 「例言」，『勸農俚謳集』第1号，無尽蔵舎，明治16年7月。
 - (14) 岡田良一郎「勸農俚謳集序」，『勸農俚謳集』第1号，無尽蔵舎，明治16年7月，P. 1。
 - (15) 鈴木良平『学稼堂小伝草稿』大正7年6月，鈴木家文書。
 - (16) 以下の引用は，『大日本報徳』第31巻第365号，大日本報徳社，昭和7年10月，PP. 41～46，に転載された「農家年中行事表」より。
 - (17) 「凡例」，服部徳八『静岡県下 養蚕実験録』P. 1。
 - (18) 岡田良一郎『第二回巡廻紀行』明治15年。
 - (19) 『農業雑誌』第4号，学農社，明治10年10月，P. 8。
 - (20) 鷺山恭平「憶ひ出の五十年(七)」，『報徳』第49巻第3号，大日本報徳社，昭和25年3月，P. 1。
 - (21) 岡田良一郎『郡中小孝節録』明治13年4月，PP. 36～37。
 - (22) 岡田良一郎『第二回巡廻紀行 下巻』明治15年，P. 7。
 - (23) 前掲『第二回巡廻紀行 下巻』P. 11。
 - (24) 『勸農俚謳集』第20号，無尽蔵舎，明治18年3月，P. 26。
 - (25) 『勸農俚謳集』第21号，無尽蔵舎，明治18年4月，P. 29。
 - (26) 『勸農俚謳集』第20号，無尽蔵舎，明治18年3月，PP. 26～27。
 - (27) 『勸農俚謳集』第47号，無尽蔵舎，明治20年7月，PP. 6～7。